



新関一夫議員



録画映像

質問	代表監査委員の答弁
LED照明設備に関する件	業者と予定価格を決めるることは法令違反になるのでは随意契約は競争のない一社との契約なので問題はない

（1）まずは市長に伺います。

第2回定例会における一般質問でこの件に関し、「本来であれば他のリース事業者に同様のサービスができるのかだとか、様々なことを確認した上で実施すべきだつたなというふうな反省は持つてござります」と発言し、その後「住民監査請求」が出された折の7月1日付けの北海道新聞では、「リース事業は競争入札に適しない」と発言しています。

（市長）（1）第2回定例市議会における私の答弁趣旨は、一般競争入札を基本としながら、その例外として随意契約があることに触れつつ、市議会において、ご指摘と議論をいただいていることを念頭

に、反省点はいくつかあるとの認識を示したものであり、また、そのような議論を踏まえ、契約事務に関する誤解を生まず透明性を高める改善策として、今後、随意契約に関するガイドラインを作成するなど、制度を整えていかなければならぬとの考え方を示したものであります。

（2）新聞報道で「リース事業は競争入札に適しない」とのことですが、議会での答弁のとおり、競争原理が基本であるとの考えを持ってますので、そのような趣旨で発言した覚えはありません。

（3）「住民監査請求書」や「陳述書」では「怠る事実」として、市が他社からの見積書を徴取しなかつたことが挙げられています。

（4）監査委員より8月29日付けで公表された「住民監査請求に係る監査結果」について以下質問をします。

（監査結果の13ページより一部抜粋）

「予定価格についても随意契約の特異性から見積書として業者からの提案があり、その後の協議の中で市と業者との間で見積もりの合意形成がされていったものであることから、合意した金額と異なる予定価格を設定する必要は無いものと思われる。見積書は、市として金額について折り合いがつかない場合、市はイーシームズ株式会社と契約をせず取りやめることができた。」

（A社の見積書に対し、「灯火の数量」「施工内容の乖離」など信ぴょう性に疑いがあるとし、「仮にA社と契約しているとしても、請求人の主張する金額の4千21万円も高額な契約にはなり得ないことが検証の結果明らか」としていますが、具体的にどのような検証をしたのか。）

（2）業者と予定価格を合意形成して決めることが独占禁止法や官製談合防止法違反認作業はしたのでしょうか。



LED照明の  
北斗市スポーツセンター

に、反省点はいくつかあるとの認識を示したものであります。

（2）市は何を金額の根拠として、いわゆる随意契約に関するガイドラインを作成するなど、制度を整えていかなければならぬとの考え方を示したものであります。

（3）改めて監査委員の意見を伺います。

（4）監査委員は、「時価に比して著しく有利な価格」を証明するためにどうするのが適当と考えるのかを伺います。

（5）監査結果13ページ 着眼点2の(4)一部抜粋

（6）（提出のあつた事実証明書であるA社見積もりは信ぴょう性があるか。）について。

（7）お答えください。

（8）（1）「見積もりの合意形成」についてですが、随意契約前に価格について、合意できるよう話し合いが行われることは問題ないと考えます。

（9）（2）なぜ、時価が分かるかについてですが、審査結果に記述のない事項であることからこの件については答弁を差し控えさせていただきます。

（10）（3）仮に他社から見積もりを徴取したとしても時価は分からぬため、工事請負部などについては参考として事前に市で積算する必要があつたと考えます。

（11）（4）A社の見積書に対し具体的にどのような検証をしたのかについてですが、請求人を介して7月13日にA社の各施設の具体的な見積書の提出があり、それらと市の発注時の積算内容を比較しました。

（12）提出された見積書には、数量、単価、積算金額が詳しく記載されていたため特にA社に対して確認作業はしていません。

質問	代表監査委員の答弁
（1）業者と予定価格を合意形成して決めることが独占禁止法や官製談合防止法違反認作業はしたのでしょうか。	（2）（1）「見積もりの合意形成」についてですが、随意契約前に価格について、合意できるよう話し合いが行われることは問題ないと考えます。